

～生涯学習に関する事務の一部と

文化、文化財に関する事務の市長部局への移管について～

令和7年10月3日

1. 趣旨

- ▶ 生涯学習事業や文化振興事業は、市民の学びを支援し、豊かな文化活動を通じて創造性を育むだけでなく、多世代交流の場として、人と人とのつながりを深める役割も果たしている。これらの事業を市長部局に移管することで、市長部局の他部門との横断的な政策を強化することができる。また、市民活動や地域コミュニティ施策と一体的に推進することで、更なる生涯学習活動の推進や芸術文化の振興を図るとともに、地域づくりやコミュニティづくりに相乗的な効果を発揮することができる。
- ▶ 学校教育では、未来を担う児童生徒一人ひとりに寄り添って成長を支えるとともに、いじめや不登校、学力の問題などの対応に加え、近年では教職員の働き方改革も必要であり、非常に大きなエネルギーと責任が生じているため、学校教育をより充実する体制を整える。

2. 法律での規定

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）】

（教育委員会の職務権限）

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

一～六 省略

七 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。

八 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。

九 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。

十 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。

十一 学校給食に関すること。

十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。

十三 スポーツに関すること。

十四 文化財の保護に関すること。

十五～十九 省略

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）】

（長の職務権限）

第二十二条 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する事務のほか、次に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行する。

- 一 大学に関すること。
- 二 幼保連携型認定こども園に関すること。
- 三 私立学校に関すること。
- 四 教育財産を取得し、及び処分すること。
- 五 教育委員会の所掌に係る事項に関する契約を結ぶこと。
- 六 前号に掲げるもののほか、教育委員会の所掌に係る事項に関する予算を執行すること。

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）】

（職務権限の特例）

第二十三条 前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。

一 図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で定めるもの（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること（第二十一条第七号から第九号まで及び第十二号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。）。

二 スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。

三 文化に関すること（次号に掲げるものを除く。）。

四 文化財の保護に関すること。

2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）】

（教育委員会の意見聴取）

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

3-1. 移管イメージ

教育委員会	生涯学習課	生涯学習関係事務 ・ 公民館 ・ 中央駅前地域交流館 ・ 図書館	【市長部局へ】 ※推進係が所管する社会教育に関する事務も補助執行により市長部局へ移管 ※学校運営協議会など、一部事務は引き続き教育委員会が所管 (次スライド参照)
		放課後児童関係事務 ・ 学童クラブ	引き続き教育委員会が所管
	文化振興課	文化関係事務 ・ 文化ホール	【市長部局へ】
		文化財関係事務 ・ 木下交流の杜歴史資料センター ・ 印旛歴史民俗資料館	【市長部局へ】

3－2．移管イメージ（生涯学習関係）

【市長部局へ移管する事務】

- ▶ 生涯学習に関すること
- ▶ 社会教育（地域学校協働活動および家庭教育に関するものを除く）に関すること【補助執行】
 - ・市民アカデミー　・社会教育関係団体の育成　など
- ▶ 青少年の健全育成に関すること
 - ・青少年相談員　・青少年問題協議会　・二十歳を祝う会　など
- ▶ 公民館、中央駅前地域交流館、図書館に関すること
- ▶ 公共施設予約システム利用手続きに関すること　など

【教育委員会に残る事務】

- ▶ 教育振興計画に関すること
- ▶ 学校運営協議会（コミュニティスクール）に関すること
- ▶ 地域学校協働活動に関すること
 - （地域ぐるみさわやかコミュニティ推進委員会、放課後子ども教室を含む）
- ▶ 家庭教育に関すること　など

4. 今後の予定

10月3日 (本日)	● 総合教育会議にて説明、意見交換
11月	● 教育委員会定例会にて審議 (法の規定により、市長から教育委員会に意見を求める) ● 施設の設置及び管理に関する条例等の改正を審議
12月	● 組織に関する条例について議会審議 ・ 印西市行政組織条例 ・ 印西市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例 (法の規定により、議会から教育委員会へ意見を求める)
1月以降	● 関連する規則等の改正
令和8年4月1日	● 生涯学習に関する事務の一部と文化、文化財に関する事務を市長部局へ移管